

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

#### 鳥取県教育委員会規則第4号

##### 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定時制の課程と通信制の課程との併修）</p> <p>第26条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目（以下「通信教育科目」という。）について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。ただし、当該定時制の課程を置く学校の校長が編成した教育課程に設けられた通信教育科目を履修する場合には、この限りでない。</p> <p>2 定時制の課程を置く学校の校長は、前項本文の許可をしたときは、通信教育受講許可書（様式第12号）を当該生徒に交付しなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定時制の課程と通信制の課程との併修）</p> <p>第26条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 定時制の課程を置く学校の校長は、前項の許可をしたときは、通信教育受講許可書（様式第12号）を当該生徒に交付しなければならない。</p>

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。